

空き家問題



無料 110番

「危険な空き家を処分したい」

「高齢のため空き家の管理が不安」

「境界の問題があるが、隣が空き家のため交渉できない」等、

空き家に関するお悩みを**弁護士・建築士・土地家屋調査士**にお電話でご相談いただけます。相談料は無料です。お気軽にお電話下さい。

■ 日時

平成27年11月6日（金）

午後1時～午後4時

■ 電話番号

045-651-1571

※11月6日（金）当日限りつながる電話番号です。

主催：横浜弁護士会

後援：横浜市建築士事務所協会・神奈川県土地家屋調査士会

お問い合わせ先：横浜弁護士会

法律相談課 045-211-7700

横浜弁護士会HPはこちらからアクセスできます→

URL：<http://www.yokoben.or.jp>



横浜弁護士会は2016年4月1日「神奈川県弁護士会」になります